

社会福祉法人町田市社会福祉協議会ガイドヘルパーステーション運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人町田市社会福祉協議会が開設する、町田市社会福祉協議会ガイドヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う障害者総合支援法における同行援護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（厚生労働大臣が定める者）（以下「ガイドヘルパー」という。）が、障がい者（児）に対し、適正な同行援護事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所のガイドヘルパーは、障がい者（児）の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 町田市社会福祉協議会ガイドヘルパーステーション

(2) 所在地 東京都町田市原町田4丁目9番8号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者（常勤1名）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者（常勤4名）

サービス提供責任者は、介護福祉士等の資格を有し、同行援護従業者養成研修一般課程及び応用課程を修了した者で、事業所に対する同行援護の利用の申込みに係る調整、ガイドヘルパーに対する技術指導、同行援護計画の作成等を行う。

(3) ガイドヘルパー（非常勤50名以上）

ガイドヘルパーは同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者、または、居宅介護の従業者要件を満たす者であって、視覚障害を有する身体障害者等の福祉に関する事業（直接処遇職員に限る。）に1年以上従事した経験を有する者で、障がい者（児）の同行援護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間、サービスの提供)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日

ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 電話等により、常時連絡が可能な体制とする。

(4) サービスの提供は、月曜日から日曜日 午前6時から午後10時までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。

(同行援護事業内容及び利用者が負担する費用等について)

第6条 提供内容は、次のとおりとする。

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者（児）に対し、移動時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の提供や移動介護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行う。

2 同行援護事業を提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該指定同行援護事業が法定代理受領のサービスであるときは、その1割とする。ただし、区市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。

3 同行援護に要した交通費等実費は利用者負担とする。事業所がガイドヘルパーを派遣する際の交通費は無料とする。ただし、サービスの起点及び終点が町田市外の場合、町田駅と起点及び終点間の交通費は利用者負担とする。

4 前項の費用については、利用者が負担する内容を書面によって明らかにするとともに、負担に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとする。

(事業の主たる対象者)

第7条 事業の主たる対象とする障がいの種類を次のように定める。

身体障がい者（18歳未満の者を除く）

障がい児（18歳未満の身体障がい者）

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、町田市内とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 ガイドヘルパーは、同行援護事業を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置)

第10条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ町田市へ報告する。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、ガイドヘルパーの質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3カ月以内

(2) 継続研修 年3回

2 ガイドヘルパーは業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 ガイドヘルパーであった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、ガイドヘルパーでなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、ガイドヘルパーとの雇用契約の内容とする。

(委任)

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 平成26年8月19日の一部改正は、平成26年10月1日から施行する。

平成23年10月1日 制 定